

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月 1日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 47

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 22、31
- (2) 調達等件名及び数量 生化学自動分析装置一式（交換購入）
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入期限 平成30年 3月30日
- (5) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園 研究検査科
- (6) 入札の方法

落札者の決定は、最低入札落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」（医療機器類）又は「物品の販売」（医療機器類）のA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。
- (5) 医薬品医療機器等法に基づく医療機器の販売業の許可を得ていることを、証明したこと。
- (6) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 会計班長 末竹 康成
電話番号0980-52-8331 (内線8020)

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の公示の日から3の(1)の場所にて交付、又は、国立療養所沖縄愛楽園のホームページより取得する事。

(3) 競争入札参加への必要書類の提出

平成29年12月22日(金) 17時まで
資格審査結果通知書・暴力団等に該当しない旨の誓約書・応札仕様書・質疑書
(質疑がある場合)
入札にて委任される場合は委任状

(4) 入札書の受領期限

平成29年12月26日(火) 10時30分

(5) 開札の日時及び場所

平成29年12月26日(火) 11時00分
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

4. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除
(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園における生化学自動分析装置一式（交換購入）の調達に係る入札公告（平成29年11月1日付）に基づく入札については、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

2. 調達内容

（1）品名及び予定数量

生化学自動分析装置一式（交換購入）

（2）特質性：入札説明書及び仕様書による

（3）納入期限：平成30年 3月30日

（4）納入場所：沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園 研究検査科

（5）入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。

上記開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行う。

（6）入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

（1）予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）次の事項に該当する者は、競争に参加させない。

（ア）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

（イ）経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

（4）平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造（医療機器類）」又は「物品の販売（医療機器類）」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、一般競争参加者資格に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

〒905-1635

沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛樂園会計課 会計班長 末竹 康成

TEL 0980-52-8331 内線8020

(5) 医薬品医療機器等法に基づく医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。

(6) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は別紙8により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成29年12月26日(火)10時30分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子入応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

①入札書の受領期限

平成29年12月26日(火)10時30分

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192
国立療養所沖縄愛樂園 会計班長 末竹 康成
TEL0980-52-8331 内線8020

(3) 入札書の提出方法

1 競争参加資格者の場合(本店の代表者が直接入札する場合)

(別紙1)の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(国立療養所沖縄愛樂園支出負担行為担当官と記載)及び「平成29年12月26日開札[生化学自動分析装置一式(交換購入)]入札書在中」と朱書きしなければならない。本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

2 競争参加資格者以外の場合(各支店・営業所等)

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて上記③の1と同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙5の様式)を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて上記③の1と同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状(別紙6の様式)を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合(復代理人)

入札書は別紙3の様式にて上記③の1と同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状 別紙5の様式)及び支店・営業所長等から社員への委任状(別紙7の様式)を提出するものとする。上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので注意すること。

④ 郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成29年12月26日開札[生化学自動分析装置一式(交換購入)]入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封筒皮には直接提出する場合同様に氏名等を記し、上記①②宛に入札書の受領期限前までに到達するよう送付しなければならない。

⑤ この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

③ 4. (2)⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行す

ることができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかねばならない。

なお、電子入札においては、複代理人による応札は認めない。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札日時までに別紙5~7のいずれかの様式による代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5. 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成29年12月26日(火) 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、3の競争参加資格を有すること証明する書類及び応

札仕様書・質疑書(質疑無い場合でも任意の用紙に「質疑無し」を提出)・誓約書を平成29年12月22日(金)までに提出しなければならない。また、購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制を整備することを確約した者であること。さらに、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記4(1)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- ③ 落札が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記の通りとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889(8:30~18:30 土日祝日を除く)

・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、
4 (2) ②の入札書の提出場所に連絡すること。

別紙（8）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園事務部長 永田 勝則 殿

住 所
商 号
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名 生化学自動分析装置一式（交換購入）
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年　月　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

別紙

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 殿

国立療養所沖縄愛楽園 生化学自動分析装置一式（交換購入）仕様書

- 1 生化学自動分析装置の構成については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 構成台数は1台であること。
 - 1-2 電解質測定装置は1台であること。また、現行の装置に附属する電解質測定装置も同仕様とする。
 - 1-3 検査システムとのオンライン接続費用を含むこと。
- 2 分析方式については、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1 ディスクリート、ランダムアクセス方式であること。
 - 2-2 レート分析及びエンドポイント分析ができる機能を有すること。
- 3 処理能力については、以下の要件を満たすこと。
 - 3-1 測定処理速度は比色項目が 800 テスト／時以上で測定できること。
 - 3-2 電解質(Na+、K+、Cl-)測定で、600 検体／時以上であること。
 - 3-3 同時測定項目数は 100 項目以上であること。
- 4 機構、機能については、以下の要件を満たすこと。
 - 4-1 電極法による、血漿中、血清中及び尿中電解質(Na+、K+、Cl-)測定機構を有すること。
 - 4-2 HbA1c測定においては、ラテックス法ならびに酵素法での分析が可能であること。また、同時に、検体の溶血処理を装置で自動的に行うことが可能であること。
 - 4-3 血漿、血清及び尿検体を混在分析する機能を有すること。
 - 4-4 最少の検体分注設定量は1 μ Lであること。
 - 4-5 最少の反応検液設定量は90 μ L以下であること。
 - 4-6 反応セルはプラスチック製またはガラス製であること。
 - 4-7 恒温槽はウォーターバス方式またはオイルバス方式であること。
 - 4-8 反応温度は37°C±0.1°Cであること。
 - 4-9 検体架設はターンテーブル方式およびラック方式の併用方式であること。ターンテーブルは、複数の試験管の種類に対応できること。ラックは、緊急割り込みレーンと通常レーンを有すること。
 - 4-10 検体バーコード機能を有すること。
 - 4-11 試薬分注はピッティング方式であること。
 - 4-12 1試薬系分析及び2試薬系分析をする機能を有すること。
 - 4-13 試薬バーコードを読み取る機能を有する。
 - 4-14 光度計は14波長を有する多波長光度計であること。
 - 4-15 測光ポイントは、40 ポイント／10 分以上であること。
 - 4-16 自動立ち上げ機能を有すること。
 - 4-17 装置本体およびラック部、操作端末を合わせた寸法は、横幅 1,680mm以下であること。
- 5 純水製造装置については、以下の要件を満たすこと。

- 5-1 RO 膜及びイオン交換樹脂処理方式であること。
- 5-2 1項目記載の生化学自動分析装置を稼働させるのに十分な供給能力を有すること。
また、その使用量は 30ℓ／時間を超えないこと。
- 6 その他の事項として、以下の要件を満たすこと。
 - 6-1 沖縄県内に生化学自動分析装置専任の技術者を有し、故障時に即応可能であること。
 - 6-2 搬入、据付、調整費用は供給者が負担すること。
 - 6-3 調達物品の納入前に設置等にかかるスケジュール表を提出すること。
 - 6-4 電源及び給排水設備については別途新たな増設工事を要しないこと。
 - 6-5 停電時対応として、別途無停電装置(内蔵又は外付け)を設けること。また、その費用は入札価格に含めること。
 - 6-6 納品後1年間は当該機器の保守を無償で行うこと。この間に当園に非のない事由での故障、不具合を生じた場合は無償で修理、原状回復を行うこと。
 - 6-7 交換に供する機器 日立7180 取得年月日 平成19年12月26日

物品交換契約書（案）

下記の物品の交換について、支出負担行為担当官 国立療養所沖縄園 事務部長 永田 勝則（以下「甲」という。）
と、
する。（以下「乙」という。）は、下記条項により契約を締結

・交換による取得物品の種別等

(1) 甲が乙に供する物品（以下、「引渡し物品」という。）。

品名	メーカー・規格等	数量	単位	税抜金額	ほか消費税額等	備考
生化学自動分析装置		1	式			

(2) 乙が交換に供する物品（以下、「引受物品」という。）。

品名	メーカー・規格等	数量	単位	税抜金額	ほか消費税額等	備考
生化学自動分析装置	日立 7180 及び付属品	1	式			

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、
契約金額に108分の8を乗じた額である。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的及び交換差金）

第2条 乙は、甲が示した仕様書に基づいた物品を納入し、甲は甲の所有物である物品を乙に引き渡し、上記の交換
差金_____円を乙に支払うものである。

（費用の負担）

第3条 乙の納入に要する費用、回送及び引渡しに要する費用、検査及び引渡しのための変質、変形、消耗、棄損等
の損失は、すべて乙の負担とする。

（検査）

第4条 乙が納入する物品の引渡しは、甲が合格品と認め検査を完了したときに終了するものとする。

- 2 引渡し前に生じた物品の亡失、棄損等はすべて乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失に因った場合は
この限りでない。
- 3 納入物品の検査の結果、合格しないときは乙は直ちに当該物品を引取りその代品を甲の指定した日時までに
納入するものとする。
- 4 前項の代品を納入する場合においては本契約の諸条項を準用する。

（引き渡す物品の瑕疵）

第5条 甲より乙に引渡す物品は、乙が納入する物品の検査終了後評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡す
ものとし、乙は直ちにこれを検査のうえ引取るものとする。

- 2 前項の交換が終了した後において、甲の交換物品に瑕疵を発見しても乙は異議を申し立てないものとする。

（瑕疵による損害賠償）

第6条 乙は納入物品引渡しの日から1年以内に、その物品に隠れた瑕疵のあることが発見されたときは、甲の請求に
より他の良品と引き換え、若しくは修理をし、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

（履行期限及び場所）

第7条 この契約の納入期限及び場所は次のとおりとする。

納入期限 平成30年3月30日
納入場所 国立療養所沖縄愛楽園 研究検査科

（契約保証金）

第8条 この契約の保証金は、免除する。

（検査）

第9条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提示してその旨を甲に届け出るものとし、甲は、遅滞なく検
査を行いうものとする。

- 2 前項の検査には、乙も立ち会わなければならない。但し、乙が立ち会わないときは甲は単独に検査を執行し
その結果を乙に通告するものとする。
- 3 前項但し書きの場合において、甲が通知したにもかかわらず立ち会わないときは、甲の検査の結果に対し乙は
不服を述べることができない。

（契約金額の支払）

第10条 乙は、前条の業務の検査終了後、第2条の交換差金の支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するも
のとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払
わなければならない。

（遅滞料）

第11条 甲は、乙が第7条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じてその未
納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第10条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払期日の翌日
から起算し支払いする日までの日数に応じ、未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年

法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。但し、その額が100円未満のときは支払わない。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第14条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(納期の無償延期)

第15条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第11条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除)

第16条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項但し書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- ①甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
②丙は、譲渡対象債権を第1項但し書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他の債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
③甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項但し書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

- 4 乙は、前項の但し書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならぬ。
6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、甲乙間で協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙又はその代理人が本契約条項に違反したとき
(2) 甲が、解約を申し出、乙がこれを承認したとき
(3) 乙が、解約を申し出、甲がこれを承認したとき
(4) 天災その他やむを得ない事由により本契約を履行することが出来なくなったとき
2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第19条の(2)による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があつた日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による

- 課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に對し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第23条 乙が第22条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

- 第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確認）

- 第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

- 第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せざるようにならなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

- 第28条 甲は、第21条、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 第31条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

乙

別紙

(1) 引渡物品（引取額）

(単位：円)

品名	規格品質	数量	単位	単価（税込）	金額（税込）	うち消費税額
生化学自動分析装置	日立7180及び附属品	1	式			

(2) 引受物品（機器購入契約額）

(単位：円)

品名	規格品質	数量	単位	単価（税込）	金額（税込）	うち消費税額
		1	台			
		1	台			
		1	台			
計	-		式	-		

	金額（税込）	うち消費税額
差額（支払額）		

(別紙5) の記入例

委任状

*本社が有り、支社支店の長が入札に参加する場合に使用する。

日 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

本店社長の印

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間は通常は年間（年度）委任である。（入札期間だけの場合もあり得る。）

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付隨する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委任状

年 月 日

*本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

社長の印鑑
を押印する。

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所 □ □ □ □

入札に参
加する人
の名前

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

委任事項 「国立療養所沖縄愛楽園 生化学自動分析装置一式（交換購入）」の入札
に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参
加する人
の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「国立療養所沖縄愛楽園 生化学自動分析装置一式（交換購入）」の入札
に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7) の記入例

委任状

復代理人（入札に参加する人）

私はxxxxを○○○○株式会社代表取締役社長○○○○（競争参加者）の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「○○○○」の入札に関する下記の権限を委任します。

食器洗浄消毒等業務
委託

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「国立療養所沖縄愛楽園 生化学自動分析装置一式（交換購入）」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

復代理人の印（入札に参加する人）

平成 年 月 日

（住所）

（氏名） ○○○○株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙3の様式を使用する。

(別紙7)

委任状

私は、(競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「生化学自動分析装置一式（交換購入）」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「国立療養所沖縄愛楽園 生化学自動分析装置一式（交換購入）」の入札
に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙1) の記載例<全省庁統一資格証に記載のある代表者が直接入札する場合>

サンプル

(別紙1)

入札書（第　　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金　　必ず①-②の額になること　　円　（①-②）

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

① 金　　新機器の提供額　　円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

② 金　　旧機器の引取額　　円
※マイナスや△を付けないこと

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日　※入札書の提出日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

※代表者の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

※委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書（第　　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金_____円　(①-②)

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

① 金_____円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

② 金_____円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　年　月　日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2) の記載例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札する場合>

サンプル

(別紙2)

入札書（第　　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金　　必ず①-②の額になること　　円　（①-②）

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

① 金　　新機器の提供額　　円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

② 金　　旧機器の引取額　　円
※マイナスや△を付けないこと

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

※入札書の提出日

平成　　年　　月　　日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
　　　　　代表取締役社長 ○○○○　※印は不要

代理人 ○○○○株式会社△△支店

支店長　□　□　□　□　印

※支店長・支所長の押印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

※別紙5の代理人委任状を提出

(別紙2) の記載例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

サンプル

(別紙2)

入札書（第　　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金　　必ず①-②の額になること　円　（①-②）

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

①　金　　新機器の提供額　　円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

②　金　　旧機器の引取額　　円
※マイナスや△を付けないこと

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

※入札書の提出日

平成　　年　　月　　日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社　　※印は不要
代表取締役社長 ○○○○

代理人　△△　△△　　印　※代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

※別紙6の代理人委任状を提出

(別紙2)

入札書（第　　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金_____円　(①-②)

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

①　金_____円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

②　金_____円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　年　月　日

(住所)

(氏名)

代理人　　　　　　　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3) の記載例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

サンプル

(別紙3)

入札書(第回目)

品名 生化学自動分析装置一式(交換購入)

入札金額 金 必ず①-②の額になると円 (①-②)

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

① 金 新機器の提供額 円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

② 金 旧機器の引取額 円

※マイナスや△は付けない

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

※入札書の提出日
平成 年 月 日

(住所)

※本社代表者から委任を受けた分任代表者 印は不要
(氏名) ○○○○株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

代理人 △△ △△ 印 ※復代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿

※別紙5の代理人委任状及び別紙7の復代理人委任状を提出

(別紙3)

入札書（第　回目）

品　　名　　生化学自動分析装置一式（交換購入）

入札金額　　金　円　(①-②)

※うち、受注者が発注者に供しようとする機器一式の額

①　金　円

※うち、発注者が受注者に引取を依頼する機器一式の額

②　金　円

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　年　月　日

(住所)

(氏名)

復代理人　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 永田 勝則 殿